

**「公用車の調達(軽商用車 案件1・軽乗用車 案件2
・軽乗用車 案件3)」に係る
一般競争入札
(最低価格落札方式)**

入札実施要領

令和5年9月8日

栃木県農業共済組合

I. 入札説明書

栃木県農業共済組合（以下「共済組合」という。）の入札公告（令和5年9月8日付）に基づく入札については、関係法令及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

案件1：公用車の調達（軽商用車 案件1）

案件2：公用車の調達（軽乗用車 案件2）

案件3：公用車の調達（軽乗用車 案件3）

(2) 調達物件の内容等

仕様書記載のとおり。

(3) 履行期限

仕様書記載のとおり。

(4) 入札方法

案件ごとに入札書を提出すること。

軽商用車および軽乗用車の案件ごとに入札を実施。

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

- ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (1) 提出書類」に記載の書類を提出すること。
- ② 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。
なお、入札金額は、物件一式の総価とし、総価には納入等に係る全ての費用を含むものとする。
- ③ 入札金額の記入に当たっては、見積もった金額の100分の110に相当する金額（税込金額）を記入すること（乗出し価格）。
- ④ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
調達物件ごとに、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 調達する物品についての知識があること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (5) 反社会的勢力でない者。また、反社会的勢力と一切の関係を有していない者。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書及び共済組合入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、共済組合が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において共済組合から追加提出書類を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

5. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、FAXにより提出すること。
FAX送信時には、必ず電話にてご一報ください。
- (2) 受付期間
令和5年9月11日（月）から令和5年9月19日（火）17時00分まで
- (3) 担当部署
15. (1) のとおり

6. 入札日の提出書類及び方法

(1) 提出書類

次の書類を案件ごとに郵送によりご提出ください。

No.	提出書類		部数
	委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
	入札書	様式3	1通
	契約に係る指名停止等に関する申立書	様式4	1通
	開札立会い申込書（入札に立会う場合のみ）	様式5	1通
	<u>内訳書（仕様書を参照ください）</u>	任意様式	1通

(2) 入札書類の提出先

〒321-0912

石井郵便局留 **（※石井郵便局留と必ず記載してください）**

宇都宮市下平出町前表319 番地1

栃木県農業共済組合 宛

(3) 入札書の提出期限は、令和5年9月25日（月）石井郵便局着とする。

(4) 入札回数は1回とする。

(5) 開札に立会を希望する入札者本人（代理出席の場合は委任状が必要。）は、入札書とは別に開札立会申込書（様式5）を組合に提出する。その際、封筒に「開札立会申込書在中」と記載すること。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

案件 1：令和 5 年 9 月 26 日（火）午後 2 時 00 分～ 時間厳守

案件 2：令和 5 年 9 月 26 日（火）午後 2 時 20 分～ 時間厳守

案件 3：令和 5 年 9 月 26 日（火）午前 2 時 40 分～ 時間厳守

(2) 開札の場所

栃木県宇都宮市下平出町前表 319-1

栃木県農業共済組合 本所 会議室で行う

8. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

9. 支払いの条件

納入物品の検収確認の後、支払請求書を受領した日の翌月末日までに支払うものとする。但し、契約において支払い条件を別途定めた場合にはこの限りではない。

10. 契約者の役職及び氏名

栃木県農業共済組合 組合長理事 人見 二三夫

11. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。（入札心得等 参照）

13. 落札者の決定方法

入札価格が最低価格かつ有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、同額入札の場合は、抽選とする。

〔最低制限価格：無〕

14. 契約書作成の要否

要

15. その他

(1) 入札行為、仕様書に関する照会先

栃木県宇都宮市下平出町前表 319-1

栃木県農業共済組合 本所 総務課 担当：栃木

電話番号：028-683-5531

F A X : 028-683-5530

以上

Ⅲ. その他関連書類

【資料1】

入 札 心 得

入札者は、下記の事項に注意し厳正に入札を行う。

記

1. 入札者は指定の日時、場所で指示に従い入札書を提出する。
2. 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出する。
3. 入札書には（1）入札金額（2）社名、代表者名、社印（3）入札年月日を明記する。
4. 次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。
 - （1）入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - （2）代理人で委任状を提出しない者のした入札
 - （3）同一の入札について2人以上の代理をした者のした入札
 - （4）同一の入札について同一の入札者が2通以上した入札
 - （5）入札に関して不正な行為を行った者のした入札
 - （6）記載事項が不明瞭で判読できない入札
 - （7）入札の時間におくれてきた者のした入札
 - （8）調達物品と異なる物品によりした入札

以上

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

【資料2】

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。